

公立大学法人横浜市立大学災害見舞金細則

(準拠)

第1条 この細則は、公立大学法人横浜市立大学において、公立大学法人横浜市立大学災害見舞金要綱（以下「要綱」という。）の実施に関し、必要な事項を定める。

(用語の定義)

第2条 この細則における次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

| 号 | 用語 | 定義 |
|---|----------|--|
| 1 | 災害 | 暴風、豪雨、洪水、地震その他の異常な自然現象又は火災を指す。 |
| 2 | 住家 | 学生本人又は父母若しくは主たる家計支持者が、現に居住のために使用している建物を指す。非住家（自己保有の会社や農地等）については対象外とする。 |
| 3 | 主たる家計支持者 | 学生本人の父母に代わり主に家計を支えている者（扶養者）を指す。 |

(災害見舞金給付基準額)

第3条 災害見舞金の給付額は、り災証明書（地方公共団体その他公的機関が発行した、り災状況を確認できる書面のこと）をいう。以下同じ。）又は診断書に記載の当該世帯の被害の種類及び程度の区分に応じ、当該各号に定める額を限度とする。

| 号 | 被害種類 | 認定基準 | 給付限度額 |
|---|--------------------|--|-----------|
| 1 | 住家全壊 (全焼・全流出) | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもの | 100,000 円 |
| 2 | 住家半壊 (大規模半壊・半焼) | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの | 50,000 円 |

| | | | |
|---|------|--|----------------------|
| 3 | 床上浸水 | 浸水が住家の床上以上に達した程度のもの | 50,000 円 |
| 4 | 死亡 | 災害により学生本人又は父母若しくは主たる家計支持者が死亡 | 100,000 円 |
| 5 | 重症 | 災害により学生本人又は父母若しくは主たる家計支持者が負傷し、1月以上医師の治療を受けた者、又は医師の治療を受けている者もしくは受ける必要のある者で、1月以上医師の治療を要する見込みのある者 | 50,000 円 |
| 6 | その他 | 理事長が特別に認めた者 | 100,000 円以内で理事長が定める額 |

- 2 同一の災害につき災害見舞金の支給は1回限りとし、同一の災害における前項第1号から第6号までの災害見舞金の併給は不可とする。
 (見舞金申請)

第4条 要綱第4条に規定する通り、災害見舞金の申請は、原則として次の各号に掲げる書類を添えて行う。

| 号 | 被害種類 | 必要書類 |
|---|--------------------|--------------------------|
| 1 | 住家全壊（全焼・全流出） | 災害見舞金申請書（第1号様式）／り災証明書（写） |
| 2 | 住家半壊 (大規模半壊・半焼) | 災害見舞金申請書（第1号様式）／り災証明書（写） |
| 3 | 床上浸水 | 災害見舞金申請書（第1号様式）／り災証明書（写） |
| 4 | 死亡 | 災害見舞金申請書（第1号様式）／診断書（写） |
| 5 | 重症 | 災害見舞金申請書（第1号様式）／診断書（写） |
| 6 | その他 | 理事長が定める |

- 2 原則として学生本人が申請を行い、学生本人に対して見舞金の給付を行うが、前項第4号から第6号までにおいて必要な場合は、家族の代理申請、代理受給も可とする。
- 3 り災者が学生本人でない場合及び家族が代理申請を行う場合には、第1項に掲げる書類のほか、り災者又は申請者と学生本人との関係を証明する公的書類の提出を必要とする。ただし、り災証明書にてその事実が確認できる場合は、その限りではない。
- 4 主たる家計支持者の被災を申請事由とする場合、第1項に掲げる書類のほか、当該被災者が学生本人の父母に代わり主に家計を支えている者である事実を証明する書類の提出を必要とする。
 (給付の決定及び通知)

第5条 理事長は、前条の申請書類を受理した場合において、申請者が要綱第3条に規定する要件を具備すると認めるときは、遅滞なく、災害見舞金給付承認通知書（第2号様式）をもって当該申請者に通知し、申請者の指定する口座に見舞金を給付する。

2 理事長は、前条の申請書類を受理した場合において、申請者が要綱第3条に規定する要件を具備しないと認めるときは、遅滞なく、災害見舞金給付不承認通知書(第3号様式)をもって、当該申請者に通知する。

(給付の取消)

第6条 要綱第7条により、給付の承認を取り消す場合には、遅滞なく、災害見舞金給付承認取消通知書(第4号様式)をもって、災害見舞金の給付を受けた者に通知する。

(返還)

第7条 前条の通知を受けた者は、速やかに大学の指定する口座に災害見舞金を全額返還しなければならない。

(委任)

第8条 この細則に定めるもののほか、見舞金の給付等について必要な事項は、理事長が定める。

附 則

(施行期日)

この細則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年4月1日改正)

この細則は、平成25年4月1日から改正施行する。

第1号様式

年 月 日

災害見舞金申請書

(申請先)

公立大学法人横浜市立大学理事長

所属学部 _____ 学部 _____ 学科 _____ 年

研究科（修士・博前・博後） _____ 年

学籍番号 _____ 氏名 _____

電話番号 _____

次の理由により、横浜市立大学災害見舞金の給付を申請したく、関係書類を添えて提出します。
なお、見舞金は私の指定する口座に振り込んでくださるよう併せてお願ひいたします。

《被害状況》

| | |
|---------|--|
| 被 害 種 類 | |
| 被 害 状 況 | (1) 住家全壊 (2) 住家半壊 (3) 床上浸水 (4) 死亡 (5) 重症 (6) その他 |
| 申 請 理 由 | |

《振込先情報》

| 金融機関 | フリガナ | 銀行 | 支店 | 普通預金口座 |
|-------|------|----|------|--------|
| 銀行コード | | | 支店番号 | |
| 口座名義人 | フリガナ | | 口座番号 | |

※口座名義人はやむを得ない事情を除き、本人に限ります。

ご記入いただいた情報は、見舞金給付のために利用され、その他の目的には利用されません。

災害見舞金給付承認通知書

様

公立大学法人横浜市立大学理事長　印

年　月　日に申請のありました災害見舞金給付については、承認することに決定しましたので、次のとおり通知します。

| | |
|---------|--|
| 被　害　種　類 | |
| 被　害　状　況 | (1) 住家全壊 (2) 住家半壊 (3) 床上浸水 (4) 死亡 (5) 重症 (6) その他 |
| 見舞金支給額 | 円 |
| 備　　考 | |

災害見舞金給付不承認通知書

様

公立大学法人横浜市立大学理事長 印

年 月 日に申請のありました災害見舞金給付については、承認しないことに決定しましたので、次のとおり通知します。

| | |
|---------|--|
| 被 害 種 類 | |
| 被 害 状 況 | (1) 住家全壊 (2) 住家半壊 (3) 床上浸水 (4) 死亡 (5) 重症 (6) その他 |
| 理 由 | |

災害見舞金給付承認取消通知書

様

公立大学法人横浜市立大学理事長 印

次の理由により災害見舞金の給付承認を取り消しましたので、次のとおり通知します。大学の指定する口座へ速やかに災害見舞金を返還してください。

| | |
|---------|---|
| 被 害 種 類 | |
| 被 害 状 況 | (1) 住家全壊 (2) 住家半壊 (3) 床上浸水 (4) 死亡 (5) 重症 (6) その他 |
| 見舞金返還額 | 円 |
| 理 由 | <input type="checkbox"/> 虚偽の申請、その他不正の手段により承認を受けたため <input type="checkbox"/> その他受給者として適当でないと認められたため |
| 振 込 先 | |